

平成28年度

我孫子市いじめ問題対策連絡協議会

日時 平成28年5月19日（木）

午後2時02分～午後3時28分

場所 我孫子市議会棟第1委員会室

午後2時02分 開会

1 開 会

○子ども相談課（三澤） それでは定刻となりましたので、これより平成28年度我孫子市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。本日は、傍聴人の方1名の御希望がありましたので、お受けしております。よろしくお願いいたします。

では次第に沿って進めさせていただきます。私、子ども相談課の三澤と申します。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 会議の公開について

○子ども相談課（三澤） それでは、次第2の「会議の公開について」、事務局から説明させていただきます。この協議会は原則公開となりますが、個別の事案にかかわる案件の協議がされる場合には非公開とすることができます。なお、本日の会議の内容は録音をさせていただきますので、御協力をお願いします。会議録は事務局である子ども相談課で作成し、その後ホームページで閲覧できるよう手続を行います。

発言の際ですが、お手元のマイクのボタンを押し、発言をお願いします。

本日の資料として傍聴要領を配付させていただいています。傍聴の規定を定めておりますので、御確認ください。

3 我孫子市いじめ問題対策連絡協議会会長あいさつ

○子ども相談課（三澤） 次に、当連絡協議会の会長であります星野市長から挨拶をお願いします。

○星野会長 皆さん、こんにちは。市長の星野でございます。本日は、大変お忙しい中、本協議会に御参加をいただき、本当にありがとうございます。また、日ごろから皆様方には、さまざまな分野で市政運営に対して御理解と御協力をいただいておりますこと、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

いじめについては、どの子どもにも起こり得ることで、それは学校の現場とは限らずに、

学校から帰宅した後の自宅周辺で起きたりとか、さまざまところで起こる可能性のある事案でございます。最近は特にマスコミ等でも報道されるようになってきましたけれども、今になって始まったわけではなく、昔からそういう素地はありました。本人がいじめとして非常に苦痛を感じるような状態、これを全ていじめとして認識するという状況の中では、今現在いじめというものを重大な人権侵害と捉えながら、どの子どもたちも健やかに大きく育てもらうために、我々大人が情報を共有しながら子どもたちの変わったところいち早く気づくことが大事なのだろうと思っているところでございます。我孫子市内においては、いじめ、そして虐待を全て人権侵害と捉えながら、いじめのない社会づくり、学校現場だけではなくて、社会全体で起きないように体制をつくっていかねばと思っているところでございます。

我孫子市内の学校においては、全ての小中学校の児童生徒を対象にアンケートを実施し、さまざまな形での予防策に取り組んでいるところでございます。これもあつてか重大な事案については何とか今のところ起きておりませんが、本協議会は、重大事件が発生し保護者からの申し入れがあった場合には、その都度対応をしていくということになっておりますが、この協議会が定例的に年1回、情報共有だけで開催されることを望むところでございます。

重大事案はないとはいっても、実際にはいじめを受けていると感じている子どもたち、そしてまたいじめをしているという子どもたちもいる状況ではございますので、ここについてはさまざまな形で現状を把握しながら、その子どもたちに対して重篤化、深刻化する前に早期に対応できるように一緒になって努力をしていければなというふうに思っているところでございます。私や副市長も議会と議会の合間に、事あるごとに学校現場にお邪魔しているところでございますけれども、時々行ってみると、ちょっと気になる子どもたちがいたり、あるいは子どもたちからそういう情報を聞いてみたりということが現実的にあるという状況の中では、やはりいじめというのはゼロにするのはなかなか難しいのだろうなど。ただ、私や副市長が学校現場へ行くということは、子どもたちは何らかの行動を我々がしているということを認識するようで、早期に芽がつめればというふうに思っています。また当然、学校現場だけではなくて、教育長、そしてまた部長も含めて、少しでも暇があるときには学校現場へ行って、子どもたちの態度が、あるいは目つきがおかしいところがないかどうか、教育長たちにも同様に学校現場に行って、子どもたちの目つき、顔つき、態度を見ていただく。そういう形をこれからもとらせていただいて、何とか現場に

入りながら、子どもたちの状況を見ていければと思っているところでございます。

家庭も、学校現場も、そしてまた地域社会でも、さまざまな形で子どもたちの日ごろの状況の変化を早目に気づきながら早目に対応することが大事なことだろうと思っております。これからも子どもたちが一番楽しかった思い出として小中学校の思い出がたくさん残ってもらえるように、また学校現場が人生の中で一番嫌な思い出とならないように、これからも皆さん方に御協力いただきながら対応していきたいと思っておりますので、どうぞ御理解と御協力のほどよろしくお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○子ども相談課（三澤） ありがとうございます。

4 委員紹介

○子ども相談課（三澤） 続きまして、次第4の委員紹介に移ります。資料の委員名簿をごらんください。本日は、我孫子医師会会長の成廣明委員が所用により欠席となっております。

では、名簿順に法務省千葉地方法務局柏支局長の永高委員から、自己紹介の形でお願いいたします。

○永高委員 今御紹介いただきました千葉地方法務局柏支局の支局長をやっております永高といいます。どうぞよろしくお願いいたします。私、本年の4月1日から柏支局に勤務しまして、前任は東京局でございます。千葉県内に配置されましたのは初めてなものですから、なるべく早くこの地区の状況を理解いたしまして仕事に励みたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○子ども相談課（三澤） ありがとうございます。

続きまして、警察署長の前田様、お願いします。

○前田委員 皆さん、こんにちは。我孫子警察署長の前田です。よろしくお願いします。

○子ども相談課（三澤） 失礼しました。前田恵司様、訂正させていただきます。

続きまして、柏児童相談所をお願いいたします。

○内村委員代理 柏児童相談所のほうで、我孫子、流山、そして野田のほうの班の班長をしています内村と申します。よろしくお願いします。本来でしたら所長の奥野が出席なのですが、別の会議と重なってしまいましたので、きょうは代理として出席させてい

いただきました。よろしくお願いいたします。

○子ども相談課（三澤） 松本委員、お願いいたします。

○松本委員 我孫子市民生委員児童委員協議会会長の松本でございます。子どものこととかわかっているようでわからないことが多いので、今いじめというのは意外と内面的な問題が多いもので、外から見ただけではわからない。ちょっと見て、あつという感じで気をつけていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○子ども相談課（三澤） 蒲田委員、お願いします。

○蒲田委員代理 6番目の柏人権擁護委員協議会ですが、柏支局の管轄が野田市、柏市、我孫子市ということで、今会長が野田市の者なので、副会長をしております我孫子の蒲田が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○子ども相談課（三澤） 福原委員、お願いします。

○福原委員 千葉県弁護士会子どもの権利委員会の副委員長をしております福原と申します。昨年から引き続き、この会議に出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

○子ども相談課（三澤） 北原委員、お願いします。

○北原委員 地域の小さい大学ですが、川村学園の北原と申します。心理相談センターの相談員もしていて、時々いじめのお話をまた別のルートから聞くこともありますけれども、よろしくお願いいたします。

○子ども相談課（三澤） 副市長、お願いします。

○青木委員 副市長の青木でございます。よろしくお願いいたします。

○子ども相談課（三澤） 山崎部長、お願いします。

○山崎委員 この4月から子ども部長を務めております山崎久江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○子ども相談課（三澤） 磯辺部長、お願いいたします。

○磯辺委員 我孫子市健康福祉部長の磯辺久男と申します。よろしくお願いいたします。

○子ども相談課（三澤） 倉部教育長、お願いします。

○倉部委員 教育長の倉部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○子ども相談課（三澤） 小島部長、お願いいたします。

○小島委員 教育委員会教育総務部長の小島です。よろしくお願いいたします。

○子ども相談課（三澤） どうもありがとうございました。

続きまして、事務局のほうを紹介させていただきます。

- 指導課（大島） 指導課長の大島と申します。よろしくお願いいたします。
- 指導課（羽場） こんにちは。課長補佐兼少年センター長の羽場と申します。
- 指導課（矢作） 指導課指導主事の矢作と申します。よろしくお願いいたします。
- 子ども相談課（三澤） 子ども相談課長の三澤と申します。よろしくお願いいたします。
- 子ども相談課（中山） 同じく子ども相談課の中山でございます。よろしくお願いいたします。
- 子ども相談課（新宅） 子ども相談課の新宅と申します。よろしくお願いいたします。
- 子ども相談課（宮路） 子ども相談課の我孫子地区のケースワーカーをしております宮路進也と申します。よろしくお願いいたします。
- 子ども相談課（山梨） 子ども相談課の湖北台地区のケースワーカーを担当しております山梨と申します。よろしくお願いいたします。
- 子ども相談課（三澤） では、次第5の議題からは会長が議長となりますので、星野市長、進行をお願いいたします。

5 議 題

（1）我孫子市いじめ問題対策連絡協議会の概要について

- 星野会長 それでは、議題の1点目、「我孫子市いじめ問題対策連絡協議会の概要について」、事務局から説明をお願いします。
- 子ども相談課（中山） 私、中山から御説明をさせていただきます。

平成23年に滋賀県の大津市におきまして、中学校の男子生徒がいじめを苦に自ら命を絶つという事件が契機になりまして、国において、いじめへの対応と防止について学校や行政等の責務を定めるものとして、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されました。

このいじめ防止対策推進法については、お持ちのファイル資料の緑の見出しになりますけれども、そちらの9ページの下の方になります。いじめ問題対策連絡協議会について規定されております。その第14条になりますけれども、「地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる」とあります。我孫子市でも、いじめ

の問題について、学校現場だけでなく地域の取り組みも重要と考えまして、市の基本方針の制定とあわせて、この連絡協議会を設置いたしました。

そして、この連絡協議会の一番重要なところの「役割」になりますけれども、このファイルのグレーの見出し、市の条例・要綱の中に我孫子市いじめ防止対策推進条例——5ページから6ページにかけてになります——第19条に、我孫子市いじめ問題対策連絡協議会について4点ほど規定しております。

まず1点目、(1)になりますけれども、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進につきましては、いじめにかかわる各機関・団体の事業内容などを皆様に共有していただき、行政と地域と各団体が有機的ネットワークのもとに連携を図っていくこと。(2)になりますけれども、いじめの防止等に関する施策、措置等の検証と(3)市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議においては、いじめの防止等のために行う施策や財政上の措置、通報や相談体制の整備、保護者等を対象にした啓発、相談窓口の設置や広報、啓発活動について、いじめ防止の取り組みに寄与するための御意見をいただくこととしております。そして4点目になりますけれども、市立の小中学校で重大事態が発生した場合における事実の確認及び審査においては、市立の小中学校で重大事態が発生した場合には、まず教育委員会の附属機関であるいじめ防止対策委員会で調査されますが、連絡協議会でも事案の事実確認と審査を行うこととしています。以上が連絡協議会の役割になっております。

次に、連絡協議会の設置要綱についても御説明させていただきます。ファイル資料のグレーの市の条例、要綱の中の19ページになります。

我孫子市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱、第1条は設置の概要になります。先ほど申し上げました国のいじめ防止対策推進法と市の条例に基づいて連絡協議会を設置した旨の記載になっております。

第2条は委員の人数と構成についてです。委員は14人以内で組織いたしまして、委員につきましては、別表の中から市長が委嘱または任命する形になっています。

次に第3条、委員の任期については2年。補欠の場合は前任者の残任期間となり、再任もできることになっています。

第4条、会長と副会長を2名置くことになっております。

続きまして、第5条では、委員は、会議について代理者の出席を認めております。

第6条においては、委員の中に、審査対象者の関係者や人的関係又は特別の利害関係を

有する委員がいる場合は、当該審査にその委員を参加させない旨の規定を設けています。

第7条、秘密の保持について。

第8条では、事務局について、子ども相談課及び指導課を事務局と定めています。

第9条においては、運営についての必要事項は協議会に諮って定めることを記載しております。

以上、少し長くなりましたが、議題（1）の連絡協議会の概要になります。

○星野会長 ただいま説明がありましたように、このいじめ問題対策連絡協議会はこのような趣旨で、国の法に照らしながら市でも条例を策定して、皆さんに御足労をかけているところでございますけれども、趣旨の御理解をいただいた中で、重大事案が出ないことを祈りつつ、会議を年に1回開催できればと思っています。

先ほどありましたけれども、重大事案が発生した場合には、真っ先に教育委員会が対応し、その対応について、保護者あるいは本人から異論あるいは不満があった場合には再調査、あるいはここでの議論というものも起こり得るという理解をしていただければと思っています。今のところ、ここに上がったたり、あるいは再調査に上がるような事案はないのですが、いつまでもなければ一番いいのですが、そのように教育委員会に対応していただきながら、こういうスタイルを我孫子市はとっているということをまず御理解いただければと思っています。これについて御質問等がありましたら頂戴したいと思います。——よろしいでしょうか。

（2）我孫子市（小・中学校）における、いじめ防止対策の取組について

ア いじめアンケートについて

イ いじめ防止に向けた学校の取組事例

ウ インターネット上のいじめ・トラブルの防止

○星野会長 では、2点目に入ります。議題の2点目、「我孫子市（小・中学校）におけるいじめ防止対策の取組について」、ア、イ、ウを一括して説明をお願いします。

○指導課（矢作） 前のスクリーンで御説明させていただきますので、前に出させていただきます。

それでは、「我孫子市（小・中学校）におけるいじめ防止対策の取組について」、お伝えしたいと思います。内容を大きく3つに分けてお伝えします。初めに、いじめについて

のアンケートについて、次にいじめ防止に向けた学校の取組事例について、最後にインターネット上のいじめ・トラブル防止についての3つに分けてお伝えします。

初めに、いじめについてのアンケートについて説明します。平成23年度から、毎年6月と11月の1年に2回、いじめについてのアンケートを小学校13校、中学校6校の計19校全て、1年に2回アンケートを実施しております。

いじめの実態を把握するため、それから積極的にいじめを認知して解消に向けた取り組みを各学校において実施していくための1つの手段として、そのアンケートを実施しております。アンケート実施後には、各学校の解消に向けた取り組み状況を把握して、未解消事案については教育委員会と学校が連携して、その解消に向けた問題解決に当たっています。

いじめアンケートの内容について、お手元の資料1ページから4ページにわたって、1～2ページは小学校の一番近い平成27年11月の結果とともにお示しをしております。3ページと4ページは中学校の結果について示しています。

内容は、いじめについての設問を12問、小中学校共通の質問項目です。それに加えて、最近問題になってまいりましたインターネット上の実態を把握するための調査を3問加えて実施をしています。計15問のアンケート調査ということになっております。小学校低学年用、中学年用、小学校高学年と中学生用というように、内容は一緒なのですが、低学年用から中学生用に表現を変えて実施しております。

今こちらに示しているのが、昨年度11月の一番最近の結果を示したものです。小学校、中学校ともに、「あなたは今、いじめられていますか」というのが第1問目に来ております。それぞれ回答がこのようになっております。平成23年から一番最近の27年11月までのデータは後のページに出てまいりますので、そこで少し触れたいと思います。

2問目に、「それはどれくらい続いていますか」という設問があります。小学校と中学校では、アンケートによって認知をしている件数が違うのですが、このグラフの大きさは割合を示していますので、小中比べるといっても件数が全く違います。1か月以上続いているものということで、小学校が少なく見えて、中学校が多く見えますが、件数としては中学校が1か月以上続いている長いものが20件、小学校については83件。割合は小さいのですが、件数はこのように大きくなります。小学校と中学校の大きな違いは、1か月あるいは1か月以上と感じている児童生徒の割合が、圧倒的に中学校は長期化しているという傾向があります。あるいは長期化しているものをいじめと捉えている。短期間で終

わっているものは、いじめと捉えていない傾向があるのかもしれませんが。

3問目に「どんないじめですか」ということで、いじめの内容を聞いています。「仲間はずれ」「嫌なことを言われた」「暴力を受けた」「物かくし、物をとられる、物をこわされた」「手紙やメールでいやなことを書かれた」という内容になっております。小学校も中学校もほぼ同じ内容は、回答として出てまいります。

4問目は「場所はどこですか」ということで、「教室」「教室以外」「トイレ」「学校の行き帰りの道」「インターネット上」「その他」ということで、その他は記述式で学校の先生に伝えられるようになっています。中学校では「教室以外の学校の部屋」が少しふえてまいりますので、行動範囲が校内の中でも小学生より中学生のほうが大きいということと、学級の関係以外の学年とか部活動というつながりが、やはり背景にあるのかなということがここでわかると思います。

続きまして、5問目に、その相手は誰かということで「誰にいじめられたのですか」という質問をしています。小学校のほとんどが「クラスの友だち」、かなり多くなっております。中学校になると、クラスの友だちも多いですが、「学年の友だち」という割合がふえてまいります。人間関係の範囲が広くなるというところから来るものと考えられます。

「そのときに誰に相談しましたか」という相談相手を6問目で聞いております。「友だち」「先生」「親」「だれにも相談していない」というものをここに含めて答えてもらっています。小学生は親に相談する割合もかなり多くありますが、中学生になると親に相談する割合が小さくなってまいりまして、中学生は友だちに相談するのが圧倒的に多いのかと思ったのですが、意外と先生への相談というのもされている割合がありまして、友だちも先生も親も同じぐらいの割合で相談しているということで、ちょっと親が減ってくるという傾向は中学生らしいというところも出ているかなとは思いますが、このような傾向になっております。

それから、逆側を質問するというのもしています。「あなたは今、誰かをいじめていますか」ということを聞いています。ここで「誰かをいじめていますか」ということを隠しもせずに「はい」と答えているところから考えられるのは、いじめる側の気持ちもわかってくれという子どもの声なのか、どんないじめかということとか、いじめた理由、いじめる側の立場も一応あるということで、「相手が自分勝手だから」「いじめられた仕返し」「相手がいやがることをするから」等、理由がそれなりにあるということで、ただの気晴らしだとか、そういうものは少ないほうの部類に入っています。小学校で「楽しいか

ら」とか「気晴らし」というのは、かなり少ないほうの部類には入っています。

続きまして、11問目に「今いじめられている子がいますか」、見たことはありますかということで答えを把握しています。それに対して、「あなたはどうしていますか」ということで、「だまって見ている」「一緒に笑ったりからかっていたりしている」、その割合が小学校で4分の1ぐらいに相当するでしょうか。中学校においても4分の1から3分の1が、「だまって見ている」「一緒に笑ったりからかっていたりしている」という子がいるので、それ以外の子はやめるように言っていたり、先生に伝えたり、親に話したり、何かしようという手段をとっている子もいるのですが、だまって見ている、一緒に笑ったりからかっていたりしているという子の割合がある程度いるというところで、今後この割合は、傍観者、加担者は減らしていかなければいけないのではないかとということで、いじめはどの子にも可能性があったり、いじめを訴えてくるということは積極的に認知していかなければいけないと思いますが、この傍観者と加担者をどれだけ減らしていけるかというのは、未然防止の学校の取り組み等の指標にもなっていくのではないかと考えております。

23年の6月から27年の11月まで10回のアンケートをとった推移になっております。これは認知率なので数値ではないのですが、アンケートに対しての認知率をグラフにしたものです。認知数については、このグラフの上に表になっておりますので、ごらんください。

全体的には、やはり小学校は率が高く、中学校は率が低くなっております。同じ年度内で見ると、6月が高く11月で低くなる。また新しい年度になると高くなり、同じ年度内の2回目だと低くなるという傾向が出ております。ある程度集団の関係ができて、仲間同士の解決力というものも高まってくる、1年の中で集団の成長の傾向があることは見られます。

ですが、一番最後の小学校の6.3%、下がる傾向であった流れが上昇しました。ここでなぜ上昇したのかという理由はいろいろ想定されます。トラブルが実際に多くなっていったということ、いじめられているという意思表示をしやすくなった環境になったとも言えます。それから社会的な背景、いじめによる事件とか、そういうものが27年の後期には多くありましたので、その影響を受けやすい。小学生がいじめられていることを訴えて、嫌な気持ちをあらわしていたのかもしれない。いろいろな理由が考えられますが、このときだけ上がりました。いずれにしても認知を積極的に行って、その後の取り組みで、そのほぼ全てが解消しております。

こちらに示したのが、学年別に認知件数をあらわすとどうなるかというものであります。小学校の2、3、4年生あたりがふえて、そこからは学年に従って下がっていくという傾向が、資料にはありませんが、6月の結果を見ても、11月の結果を見ても、その傾向は変わらず、ほかの年度に関しても同様の傾向が出ております。小学校2年生、3年生は、仲間づくりとか他との違いを考え始めたりするところから、やはりトラブルや嫌な思いをしたり、仲間外れにしたり、そのようなことがふえるのかと思います。それ以降減っていきます。それは言葉によるコミュニケーションとか問題解決をする力もついてくると考えられると見ています。

以上、いじめアンケートについてお話しをさせていただきました。

○指導課（羽場） 続きまして、その結果が出ておりますけれども、各小学校、中学校において、どのような取り組みをしたのか、またはしているのかということになります。

小学校です。全体を3つに分けますが、まず1つ目ですけれども、いのちを大切にするキャンペーンの実施、全校朝会での校長による読み聞かせ、講話であるとかいじめゼロ学年集会、学年別による動物飼育の共同学習などで思いやりの心を育てたり、心理士を招いての校内支援委員会の開催。

教育相談週間は、基本的にはアンケートを実施した後に設けられておりますけれども、それを設定したり、それをしていただく時間帯は休み時間であるとか放課後等に児童との面談を実施している。

「命を考える月間」を設けているところもございます。先ほど動物飼育とありましたけれども、チョウの羽化の観察などをして、命に関する道徳的な授業について取り組んでいるところもあります。

続きまして、人権週間における全校での本の読み聞かせ。例えば〇〇ボックスという形で、子どもたちが困っていることや願いとか、うれしかったことなどを書き入れるとか、児童会役員が全校に呼びかける。

ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター年間計画に基づいてエクササイズを行う。

生徒指導部会で状況等を把握して情報交換をしながら、学校生活アンケートでの実態把握を並行しながら行っていく。

各学級において先ほど言ったエンカウンターの実施、児童会新聞での呼びかけ。

小学校の場合は長い学年がありますので、異年齢の集団をつくって、人間関係づくり

を目的としたレクの活動であるとか、グループごとに分かれて6年生が中心になって進めていく。今述べた中では児童による自主的な行動という部分を取り入れている学校も非常に多いと思います。

次ですけれども、そのほかという形で、「目指せ挨拶マスター」などのような運動の実施をしたり、「ふわふわ言葉」「ちくちく言葉」、こう言われるとうれしくなるよという気持ちがふわふわうれしくなるような言葉の募集をしたり、逆にその反対として、それを言われてしまうときつくなるよ、ちくちく当たるよという言葉を発表したり、廊下等に掲示をして目につくところから、心も含めて啓蒙していくという活動も行われています。

教育ミニ集会において、保護者・地域住民向けに「SNSの危険から子どもを守ろう」などの講演会。

P T A主催による「命を大切にする講演会」の実施、DVD教材等を使った道徳の授業というのもあります。

先ほども「〇〇ボックス」がありましたけれども、「ありがとうポスト」を実施して、友だちに感謝の気持ちを込めた手紙を書くなどといった取り組みを行っています。

先ほどもあったように、高学年をリーダーとして、子どもたちで計画し全校での縦割りの交流活動を毎月行っている学校もございます。例えばレクリエーションであるとか、全校徒歩遠足に行くとか、ありがとう集会であるとか、そういう行事を通していじめ防止に向けた取り組みを行っている。以上が小学校になります。

続きまして中学校ですけれども、やはり発達段階が違いますので、なかなか小学校と同じような形では難しい面もございますけれども、先ほどありましたが、ミニ集会とか携帯電話教室という形で保護者を対象に行うとか、ネットの使い方についての集会を開くなどの実施を行っております。

先ほど6月と11月の年2回行っていたものもありましたが、学校によっては6月、11月以外、例えばここに書かれていますのは、4月、9月、2月とありますが、いじめアンケートの実施を行っていたり、もちろん教育相談を行ったり、学校独自の取り組みという形で相談を行っている。年間で6回程度行っているという学校も少なくございません。生徒指導だよりによって今の学校の様子を伝えるなどして、保護者のほうにも地域のほうにも伝達しているという方法もございます。

朝の打ち合わせ。職員会議の際に、先ほどもありましたが、全国で残念ながら起こってしまった事例をもとにして、職員に対していじめ防止に対する意識の高揚を図るである

とか、いじめが発生した際の対処方法や連絡体制等について確認を行っていくという形がございます。

先ほどのものに加えまして、学校独自の悩みアンケートを実施している学校もございます。

以上のようになりますけれども、こちらのほうで年間やってもらっている6月、11月のアンケート以外に学校独自でアンケートをしたり、いろいろな研修を行ったりという形で、さまざまな取り組みを行っているということが現状でございます。以上になります。○指導課（矢作） それでは最後に、インターネット上のいじめトラブル防止について、お伝えします。

先ほどいじめアンケートの12問に加えて3問、インターネット、携帯電話についての調査を行っているとお伝えしましたが、質問内容は「自分のスマホ・携帯を持っていますか」という質問、「持っているものは何ですか」、スマホ、携帯、キッズ携帯、その他、ここには載せていないのですが、選択肢をつくって回答をしてもらっています。「何に使っていますか」ということで、メール、ゲーム、ネット検索、LINE利用、掲示板書き込み、その他あるのですが、代表的な5つをここに載せております。

我孫子市の昨年度の11月の結果になります。上が小学校で下が中学校の結果です。「自分のスマホ・携帯電話を持っている」というのは、男子と女子合わせて48.3%ということであります。中学校のほうに関しては71.9%という率になっております。

資料のほうでは、その下に内閣府が27年度に調査した結果が載っていますので、全国の平均とそれを捉えたとすれば、小学校においてはやや低い数値、それから中学校においては結構高い率を示していると考えられます。いじめやネットのトラブルの背景になりそうな実態をこれで把握していています。

括弧が6月の率なので、11月と6月で数字が目に見えて変化するほど5カ月間での所持率が変わってまいります。ということは、今後もこの所持率が上がっていったり、スマホの所持率が上がっていくという傾向にあることがわかります。より一層ネット上のいじめやトラブルにアンテナを高くして取り組んでいかなければいけない、事前の防止も含めて力を入れていかなければいけないと思います。

スマホとLINE利用のところに色をつけてありますが、ほとんどそれが同じ数値をあらわしているということは、スマートフォンを持っている児童生徒のほとんどがLINEを利用して誰かと共有しているというか、グループをつくって情報交換をしているとい

うことが、ここからわかると思います。こういう背景があります。実際には、この所持率の割にはネットによるトラブルはまだまだ少ない状態ではありますが、今後も油断することなく取り組んでまいりたいと考えております。

これが内閣府の出した結果ですので、あわせてごらんください。

○指導課（羽場） それでは続きまして、お聞きになったことがあるかもしれませんが、監視するという立場から、県のほうでネットパトロールを行っております。それにはレベルがございまして、段階的には1から8まであるのですが、レベルで行きますと、1、2、3という形になっております。お手元の資料にもございますけれども、レベル1に关しましては自分自身の個人情報の公開という部分になりますが、レベル2に关しましては、だんだん相手にかかわっていて、個人情報を公開してしまったり、誹謗・中傷、自傷行為、暴力・問題行為、わいせつ表現だとか、写真等の流布という形になります。最悪のレベル3に关しましては、少年の刑事事件、自殺にかかわるものという形でレベル分けがされております。

実はこの間まとまったばかりなのですけれども、昨年度1年間、27年度の中で行われたネットパトロールのレベル別の人数になります。レベル1は緑の部分になっておりますけれども、全体の88.9%がレベル1ということで、個人情報を自分で流しているという形がほぼ90%、レベル2の割合が10.8%という形で、緊急性が高いと判断されたものは0.2%という結果になっております。

それからレベル2、レベル3につきましては、先ほどの内容でいきますと、個人情報の詳細な公開をしてしまうという部分、他人の情報を公開してしまう、暴力・問題行動（飲酒・喫煙にかかわるもの）、わいせつ関係、誹謗・中傷、その他がございまして、そういう形に大体分けられております。

学年別ですけれども、中学校も多いのですが、高校生が突出しているというか、割合的にいきますと高1、高2、高3、特に高2が非常に多いという形で、全体の総数も6,029人が対象なのですが、そのうち高2は2,789人という形で、3割近くの子どもたちがそこにいるということで出ております。

男女別ですけれども、女子と男子を比べると男子よりも女子のほうが多い。女子が65%、男子が約35%という形になっておりますが、こういう形に依存というのか、かかわっていく割合が女子のほうが多いという傾向が予想どおりありました。

先ほどレベル1、2、3とありましたけれども、ネットパトロールを県のほうが行っ

ていて、レベル2、レベル3に当たる事案がわかった場合には教育委員会等に——場合によっては学校もあるのですが——連絡が来ます。26年度、27年度で我孫子市のほうにあった件ですけれども、26年度は中学校で1件、学校裏サイトとあって、通称「O r i R a n」と呼んでおりますが、個人名を載せて中傷するという形が寄せられまして、学校の保護者、教育委員会のほうでサイト管理者に削除依頼を行って削除をしてもらったという件がございました。昨年度ですけれども、中学校で1件あったのですが、「死」というキーワードでネットパトロールに引っかかりまして、少年センターに連絡が入りました。その内容ですけれども、当該学校に確認をしたところ、本人から、宿題が終わっていなかったことで、ついそのような言葉を使って載せてしまったということで重大なことに至らなかったのですが、そういう形でキーワードによってパトロールをして情報を提供しているというのが県のネットパトロールの状況になっております。

以上です。

○指導課（矢作） 続いて、学校ではこのようなネット上のトラブルやいじめを防止するために、それから情報を適切に活用するためということで、情報モラル教育を実施しております。これまでは小学校、中学校で必要なときに必要な内容を指導していたということがありましたが、小中一貫してカリキュラムをつくって、小学校1年生から中学校3年生まで段階的に、突然難しくなるようなこともなく、継続的にやることが重要と考えまして、情報モラル教育のモデルカリキュラム表というものを学校に示しております。

学校の実態によって、授業の指導の方法やアプローチは違ってくるのですが、この情報モラルの目標を共有して小中学校一貫してやっていこうということになっております。小学校1年生からは、情報モラルということからはかけ離れていると思いますが、まずルールを守ろうということから始まります。PCを使うときのルールということで、ルールを守ろうということから情報モラル教育が始まって、だんだんPCのスキル等の兼ね合いで、PCの使い方を覚えたら、それに相当するモラルが出てくるのだということで、PCスキルと情報モラルを関連づけて目標を設定して実施しています。小学校2年生では時間を決めてインターネットやゲームをやるのだというようなこと、小学校3年生ではメールをもらった相手がうれしい気持ちになるような内容を作成しようというような目標とか、文字で伝えるのはちゃんと会って話すより難しいのだということを経験させたりとか、そのような目標を共有して各学校で同じ目標を達成していこうということで、このような情報モラル教育のモデルカリキュラム表をつくっております。高学年に行くほど、だんだ

んと他を意識したもの、社会を意識したものになるようにつくっています。中学生になると情報発信者としての責任というところまで情報モラル教育の目標が上がってまいります。このようなことを学校の授業の中で実施をしているところでもあります。

以上で「我孫子市（小・中学校）における、いじめ防止対策の取組」についてお伝えさせていただきました。

○星野会長 ただいま教育委員会指導課のほうから、学校現場での子どもたちへのいじめ防止策の取り組みの御報告がありましたけれども、この説明について皆さん方から御質問等がありましたら発言をお願いいたします。——よろしいでしょうか。現実にはこうやってやっても、この子たちは裏サイトはすぐ立ち上げますし、削除をしてもまたすぐ立ち上げるし、裏サイトも最初のうちは、あの子はかわいいだとか、あの子は格好いいだとかいうのですが、このときにつぶしておかないと次はその逆で、気持ち悪いだとか、キモいだとか、ブスだとか、だんだんエスカレートしてきますので、早目にこの子たちを指導しながら削除をしていくという対応が必要なのだらうなと思っています。これについては以上で報告を終わらせていただきます。

（３）いじめ問題対策に対する主な機関・団体の取組等について

○星野会長 続いて、３点目、いじめ問題に対する主な機関であります法務局、警察、そして弁護士会の対策等の取り組みについて御報告をいただきたいと思います。御質問や御意見につきましては３人の皆様方の報告の後にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、法務局の永高委員からお願いします。

○永高委員 千葉地方法務局柏支局の永高でございます。それでは私から法務省における取り組みを報告いたします。

いじめに関する報告の前に、若干ではございますが、いじめ防止対策推進法第十四条の中に「法務局又は地方法務局」とあるわけなので、なぜ私たち千葉地方法務局柏支局の職員が人権擁護に関する事務を行っていることから始めたいと思います。

皆様も御存じのとおり、法務局は登記所という名称で多くの皆様に認識していると思われませんが、法務局では土地建物等の登記、それから供託事務、戸籍国籍事務、人権擁護事務、それから訟務事務などの幅広い事務を所掌しているところです。その根拠となりま

すのは、法務省設置法というのがありまして、その中で人権擁護機関の活動として、1つとしては、人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。2つ目として、人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長に関すること。3つ目として、人権擁護委員に関すること。4つ目として、人権相談に関することと定められております。このような定めがありますものですから、所掌事務とされているわけです。また、「法務大臣は、地方法務局の所掌事務の一部を分掌させるため、支局を置くことができる」とされておりますものですから、私たち柏支局の職員もこの人権擁護事務を行っております。また、人権擁護委員は法務大臣が委嘱した民間の人たちで、現在全国には1万4,000名の委員が各市町村に配置され、その活動を行っているところです。

ところで、昭和60年ころにおきましては、いじめに起因するとした殺人事件や自殺事件などが報道されたり、また、いじめ方が非常に陰湿なものや執拗なものなど以前と違う傾向が見られるようになったことが指摘されるなど、大きな社会問題となりました。このことから法務省人権擁護機関としても、心身ともに健全に育成されるべき児童生徒の人権にかかわる問題であり、また相手の気持ちを思いやるという人権尊重の精神に欠けるものであって、幼児期あるいは少年期における差別の芽となるものであることから、このいじめ問題を重要課題として事象の情報の収集に努め、学校と連携しつつ把握した情報に適切に対処するとともに、児童の家庭及び地域社会に対する啓発活動を実施し、その解決に積極的に取り組むことといたしております。本日資料としてお配りいたしました「子どもの人権SOSミニレター」や「子どもの人権110番」などの取り組みを例年行っているところでございます。これらの事業は平成18年度から全国の小中学校の児童生徒さんに「子どもの人権SOSミニレター」を配布いたしまして、このミニレターを通じて先生や保護者の方にも相談できないお子様の悩み事を的確に把握し、学校や関係機関とも連携をとりながら、さまざまな人権問題の解決に当たっているところです。

また、全国に50カ所ある法務局・地方法務局にフリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」を設置いたしまして、人権擁護委員や法務局職員が子どもからの相談に応じ、子どもが相談しやすい体制をつくるとともに、調査・救済活動やいじめなどについて考えてもらう人権教室の開催や啓発冊子の配布、それから人権作文コンテスト、人権ポスター原画コンテストなどの啓発活動に取り組んでいるところです。

説明が前後して申し訳ございませんが、本日配付いたしました資料は昨年度のものです。例えば「子どもの人権110番」の強化週間につきましては、本年度は6月2

7日（月曜日）から7月3日（日曜日）までであることを申し添えておきます。

次に、平成27年における人権侵害に対する法務省人権擁護機関の取り組みについて御報告を申し上げます。

平成27年において、人権侵犯事件として新たに救済の手続を開始した件数は全体で2万0,999件ありました。そのうち、いじめに関する人権侵犯事件の件数は3,883件となっております。これを26年と比較しますと、26年においての新規開始件数は全体で2万1,718件でしたから、約33%、27年は減少しております。ただ、いじめの問題に関する件数は26年が3,763件でしたので、対前年比で申しますと約3.2%増加したことになっております。また、平成27年の全事件件数の18%がいじめ問題を占めていることから、全体の件数が減少する中で、このいじめ問題は増加していますので、依然として憂慮すべき状況にあるかと思われまます。

なお、法務省の人権擁護機関が取り扱う人権侵犯事件について、いじめの累計の割合が過去最高になったのは初めてでございます。

また、千葉県における状況を申し上げますと、文部科学省が毎年実施しています児童生徒の問題行動等生徒指導の諸問題に関する調査では、平成27年度の千葉県のいじめの認知件数は2万6,030件であり、児童生徒1,000人当たりの認知件数は39.97件となっておりまして、全国で4番目に多い状況となっていると伺っております。また、千葉地方法務局におけるいじめに関する新規救済手続開始件数は、平成25年が117件、26年が150件、27年が198件でありまして、増加傾向にございます。

では、どのような事案を法務省の人権擁護機関が救済措置を講じたかについて、若干お話ししたいと思います。

事例1といたしまして、小学生の児童が同級生からいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないため、いじめが継続しているとして親から人権擁護委員に対して相談がなされた事案でございます。この事案につきまして、法務局の調査において親と学校といじめについての認識が相違することがうかがわれましたものですから、法務局は人権擁護委員の立ち会いのもとで両者の話し合いの場を設けております。その場において学校側からいじめの防止、それから解消に向けた取り組みが説明されたことによりまして、申告者の学校に対する不信感が解消され、両者の関係が修復されることになりました。また、その後、児童が学級内で孤立する様子も見られなくなりました。

次に事例2といたしまして、小学校の児童が同級生からいじめを受けていたことにつ

いて、学校と児童、親との話し合いが行われましたが、その中で学校側が児童を質問攻めにしたため児童が不登校状態になったとして、児童と親から法務局に相談があった事案でございます。法務局が相談を受けた日の翌週に修学旅行が予定されておりましたものですから、法務局の職員が学校に出向いた上で、児童、親に対する対応のあり方について助言するとともに、人権擁護委員が児童と面談し励ますことなどをしたことによりまして、児童は修学旅行に参加しましたし、その後も登校するようになりました。

ちょっといじめの事例とはかけ離れてしまうのですが、事例3といたしまして、中学生から母親の再婚相手から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付されてきております。このミニレターにより調査を開始した事案でございます。法務局はミニレターが送付された当日中に被害者との接触を試みております。その翌日には児童相談所へ通告するとともに、被害者が通う学校へ連絡を行いました。その後、被害者から電話で事実関係を聴取しまして、その内容を児童相談所に提供しております。このことにより、被害者はミニレターが法務局に送付された翌々日には一時保護される結果となっております。

これらの事案のように、法務省の人権擁護機関では、人権を侵害されたという被害者からの申し出を受けまして救済手続を開始しておりますし、その調査結果を踏まえまして、事案に応じた適切な措置を講じております。

全国の法務局は50局あるわけなのですが、その下部組織である支局は、さらに全国では246カ所あります。そういった場所において、各地域の機関の皆様と協力しながら活動を行ってまいりますので、今後ともよろしくお願ひします。

ところで、千葉県におきまして本連絡会のような組織を設置している数を把握したところによりますと、千葉県さんや我孫子市さんを初め、全部で現在11の市に設置されていることも確認できましたものですから御報告いたします。

以上で法務局からの取り組み報告とさせていただきます。

○星野会長 ありがとうございます。続いて、我孫子警察署の前田さんからお願いします。

○前田委員 それでは、我孫子警察署の取り組み状況について説明します。

まず警察では、学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとってま

います。特に被害少年の生命、身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、検挙、補導などの措置を積極的に講じてまいります。

世間では、複数名で特定な者への暴力や無視といったいじめのほか、インターネット上での誹謗・中傷など、行為者が容易に特定できないいじめも深刻な問題となっています。警察といたしましても、引き続き皆様方と連携を図りながら、少年の健全育成に向け努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○星野会長 ありがとうございます。

続いて、千葉県弁護士会の福原さんからお願いします。

○福原委員 千葉県弁護士会で行っている活動等について御報告させていただきます。

いじめ問題に直接関連する活動といたしましては、昨年も御紹介いたしましたが、いじめ予防授業ということで、千葉県内の高校から中学、小学校も、人権の内容であるとか少し難しい話もするべきだろうということですので、主に中学校が多く活動しております。内容としては、その時間についても学校と協議しながら、例えば50分授業でやってくれということであればやりますし、そのとき私は行っていないのですが、体育館で全校集会のような形でやったこともあったように聞いております。いじめ予防授業については現在も継続して活動しております。

もう1つ、いじめと直接関連する可能性がある活動としては、少年問題法律相談というものを随時受け付けているところであります。これに関しては少年に関する問題については何でも受け付けるよということで、例えば少年問題であれば、いじめとかそういうものにも研修を受けた弁護士がそれに配転されるような形で、相談窓口という形で設けております。相談の内容に関しては、相談担当の者しかわからないところではあるのですが、やはり年に数件、親からか、もしくは本人から、いじめの問題であるとか、もしくは子どもが非行をしてしまったとか、そういったものが来る中に年に数件いじめの問題もあるやに聞いております。

そのほかの内容としては、いじめ問題とは直接関連しないのですけれども、ニュースとかでも御存じかもわかりませんが、特に無戸籍児の問題が最近問題になっておりまして、松戸管内でも42歳ぐらいの方で戸籍がなくて就学経験もない。要するに世の中からほぼ認知されていなかった方とかも出てきているような状況であります。そういう中で、無戸籍の子であっても戸籍が取れるように、もしくは戸籍がない間でも学校に通えるようにと

いったような活動もしております。例えばいじめの問題に関しては、根底には基本的には例えばいじめられる側の問題というよりも、いじめられる側の特性として、貧困を抱えているとか、コミュニケーション能力に少し問題を抱えている子であるとか、それに関しても例えば家で虐待をされている子がいて、それでコミュニケーション能力がしっかり育たなかった。その子が悪いわけではないのに、結局学校でもまた標的にされてしまう、負の連鎖と言ったらいいのかわかりませんが、そういったものがいじめの問題というのには入っているのかなというふうには思います。そういう中で子どもの権利に関する問題に関しては関係各機関と、例えば虐待に関しては各児童相談所とか、そういったものとも連携しておりますし、無戸籍児については法務省とか法務局のほうとも多少連携はしているのかなというふうには聞いております。そのような中で、いじめも含めて、子どもがしっかりと安心して暮らせるように少しでも手伝いができたらということで活動しております。

以上です。

○星野会長 ありがとうございます。ただいまお三方から具体的に事例の報告がありましたけれども、これについて御質問等がありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。——よろしいですか。それぞれの立場で、それぞれの部署も、学校現場とはまた違う立場でかかわっている中で、学校現場が知り得なかった情報等も抱えて、子どもたちは悩んでいるのだなというふうに感じました。これからも連携を深めながら、特に少子化が進む中では、せっかく生まれた子どもたちがしっかりと全員健やかな大人になってほしいなと思うところでございます。

では、そのほかの団体の中からもぜひ紹介したい事例等がありましたら、発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○蒲田委員代理 人権擁護委員の蒲田です。先ほど指導課の資料を見ながら考えていたことなのですが、5ページを見ていただいて、学年別の認知件数のお話が先ほどありまして、2年生、3年生、4年生が多いというお話があったのですが、私たち人権擁護委員が小学校のほうでいじめに関する授業をさせていただいております。それは小学校3年生、4年生向けの「プレゼント」というビデオを使っての授業になるのですが、3年生、4年生はギャングエイジで、だんだんいじめがふえる時期だということでさせていただいているのです。

その中で私たちが考えているのは、4ページのところにあるのですが、「だまって見ている」という割合が小学生も中学生も4分の1ぐらいずつあるのですが、この

「だまって見ている」ということが、いじめなのか、いじめではないのかということも考えてもらうような授業をしております。私たちの授業というのは、学校の先生がするわけではなく、社会教育の立場のほうからさせていただくので、1時間の授業時間をいただいでいまして、外部の人間だということでもさせていただいているのですが、そうしますと、子どもたちに考えて意見を言うってもらうには、3年生よりも4年生のほうが意見が出てくるのですね。3年生でも何度かさせていただいているのですけれども、3年生だと考えたことをうまく表現できない。紙に書いてもらうということもするのですけれども、発言ということもありまして、そんなときに私たちの立場からすると、3年生はちょっと厳しいのかなということで、4年生でということをお願いしながら、させていただいています。

その中で、本当に短い時間ではありますけれども、私たちが一番考えているのは、自分たちで考えてほしいということなのです。考えながら、だまって見ているのだっていいのだよということに気づいてもらう。それを大事にしながら、それから大人を信用してもらうということですね。言っても無駄というふうに思うのではなくて、先生に話をするとか、友だち同士で話をしながら、「これはいけないことだった」「自分がいじめられたいためにいじめてしまったんだ、ごめんね」ということも出てくるのですけれども、そういったところを見ながら、本当に自分の中で気づいてもらうということをさせていただいています。この授業をするに当たりましては、指導課のほうからとても協力をいただいでいまして、我孫子の中では本当に恵まれているのですが、指導課のほうで授業をする学校の順番まで決めていただいでいるので我孫子は本当にありがたくて、来年度に向かって次はどここの学校ですということがありますので、準備のほうも素早くできます。素早くできるということもあって、6月のいじめが多いと言われている時期に授業をさせていただくことができます。本当に感謝しながらさせていただいていますということをお伝えたいと思いました。

以上です。

○星野会長 ただいまの報告の中でも、1学期になると子どもたちが例えば市役所へ社会勉強として来ますし、最近はクリーンセンターだけは放射能の問題があって見学をストップしていますけれども、子どもたちがいろいろなところで社会見学をしているときにも、本当にこの年代は正しいのだろうか、理解して帰っていくのだろうかということにちょっと疑問があったりするときがあります。もう少し学年を違えたほうが今の子どもたちは理解をして帰れるのかなということを私も感じる場合があります。また逆に、我孫子の場合

は中学生が広島、長崎に行きますけれども、向こうに行くと時々小学生と会います。小学生が広島、長崎の会場に来て、理解をして帰れるのだろうかかと疑うときもありますが、随行している学校の先生に聞いてみると、ほとんど理解しているとは思えないのだけれども、市として小学生を対象にしているから来ているだけみたいな感じもありましたが、それぞれの子どもたちの、特に精神発達年齢に応じた学習というのが、あるいは状況というのは必要だなと思いますので、再度また学校現場においても、今の教育内容のあり方ではなくて、対象年齢等を少し検討してもらいながら見直しをしてもらうとありがたいと感じるところが幾つかの学年で感じますので、そこは指導課のほうと教育長、部長で、今の子どもたちの精神発達年齢の中でそれが理解できるか、あるいは表現できるかということも含めて、再度学年の検討をしていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何か指導課のほうでコメントがありますか。

○指導課（大島） 特にありません。

○星野会長 今年度は我孫子市の子ども議会がありますので、小学校5、6年生と中学生の子どもたちがどういう発言をし、どういうふうを考えるかということも見させていただきながら、子どもたちの理解力、表現力を見ながら検討できればなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほかの方で事例、情報提供でも構いません、何かお気づきのことがありましたら。——ほかにはありませんか。

（4）意見交換

○星野会長 では、3点目は以上のとおりとさせていただいて、意見交換をさせていただきます。

本日の事例報告を含めて、皆さん方の御意見、感じたことがあれば、お話を頂戴したいと思います。——よろしいでしょうか。ほかにございせんか。

それでは、意見交換については終わらせていただきながら、その他として事務局のほうから連絡事項がございましたら。

6 その他

○子ども相談課（三澤）では、事務局から3点連絡させていただきます。

まず1点目、この連絡協議会は、いじめによる重大事態が発生したときは緊急的に開催することがあります。その際には、参集に御協力いただければと思います。

また、この連絡協議会について参考となる情報や御意見があれば、いつでも構いませんので、事務局宛てに提案や御意見をいただければと思います。

次に、本日の会議録ですが、でき上がり次第、各委員に御確認していただきまして、市役所の行政情報資料室、ホームページで公開させていただきます。

最後に、委員皆さんの任期が平成29年3月31日までとなっております。お近くになりましたら推薦書を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○星野会長 ただいまの件で、皆さん、御理解、御協力をよろしく願いしたいと思えます。それでは、以上をもちまして我孫子市いじめ問題対策連絡協議会を閉会とさせていただきます。長時間のおつき合い、ありがとうございました。

午後3時28分 閉会